


件名	愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例																		
主管課	都市計画課																		
根拠法令等																			
<p>【改正の概要】</p> <p>愛媛県道路公社の解散（平成 18 年 3 月 31 日）に伴うもの</p> <p>第 2 条第 3 項第 12 号（風致地区内において、建築物等の新築等をしようとする場合に知事に協議しなければならない者）の削除</p> <p>（12）愛媛県道路公社   削る。</p>																			
施行日	公布日																		
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 風致地区・・・都市の風致を維持するため都市計画に定める地区</p> <p>2 県指定の風致地区（3 市、15 地区、696ha）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・松山広域都市計画区域 松山市梅津寺・城山・弁天山、伊予市上吾川等 505ha</li> <li>・南予レクリエーション都市計画区域 宇和島市近家 191ha</li> </ul> <p>3 行為規制・・・10 ヘクタール以上の風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為について、県が条例を定めて規制（10 ヘクタール未満は市町村の条例で規制）</p> <p>4 建築物等の許可件数</p> <table border="1" data-bbox="226 1256 911 1467"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 15 年</th> <th>平成 16 年</th> <th>平成 17 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松山市</td> <td>6 件</td> <td>10 件</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>伊予市</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>宇和島市</td> <td>0 件</td> <td>1 件</td> <td>0 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、現在、町の区域内に県の風致地区がないため、県の風致地区に係る行為規制等はすべて中核市及び市が行っている。</p> <p>5 愛媛県道路公社の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設立年月日 昭和 48 年 6 月 1 日</li> <li>・ 解散年月日 平成 18 年 3 月 31 日（国土交通大臣の認可）</li> <li>・ 主な業務 愛媛県の区域及びその周辺の区域において、その通行又は利用について、料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧その他の管理</li> <li>・ 有料道路 東予有料道路 県道壬生川新居浜野田線  西海有料道路 県道船越平城線 }  ↓  公社解散後無料化、県管理下に</li> </ul>					平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	松山市	6 件	10 件	1 件	伊予市	0 件	0 件	0 件	宇和島市	0 件	1 件	0 件
	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年																
松山市	6 件	10 件	1 件																
伊予市	0 件	0 件	0 件																
宇和島市	0 件	1 件	0 件																